

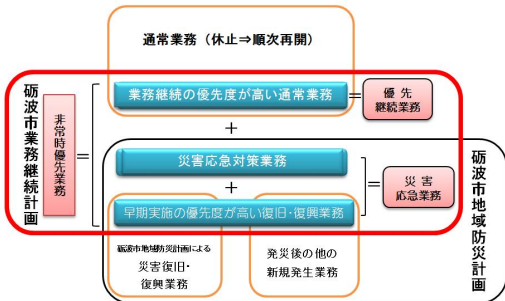
砺波市業務継続計画(BCP)概要版

(平成30年3月策定 令和6年8月改定)

1 計画策定の目的

大規模災害時（震災や風水害など）には、行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、市民の安全、安心を守るため、砺波市地域防災計画で定められた災害応急対策業務や災害復旧・復興業務などの応急業務を速やかに行う必要があるとともに、それらの業務と平行して通常業務の継続が必要となることから、継続の優先度が高い通常業務を選定し、大規模災害時に円滑な業務の継続に資することを目的として砺波市業務継続計画を策定する。
※業務継続計画：BCP（Business Continuity Plan）

【砺波市非常時優先業務イメージ】



2 計画の基本方針

- ＜基本方針1＞ 大規模災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- ＜基本方針2＞ 市内の社会経済活動機能の維持・早期回復に努める。
- ＜基本方針3＞ 優先度の低い通常業務は、積極的に休止するものとする。

3 計画の適用範囲及び実施基準

- ＜1 適用範囲＞ 適用範囲は、市役所庁舎及び市の公の施設を対象とする。
- ＜2 実施基準＞ 大規模災害の発生等により、災害対策本部が設置されるとともに市全域又は庁舎等に甚大な被害が生じた場合、若しくは砺波市災害対策本部長が必要と認めた場合に実施する。

4 被害想定

本計画が想定する最大規模地震である邑知潟（おうちがた）断層帯地震が発生した場合、想定される被害状況は、以下のとおりである。

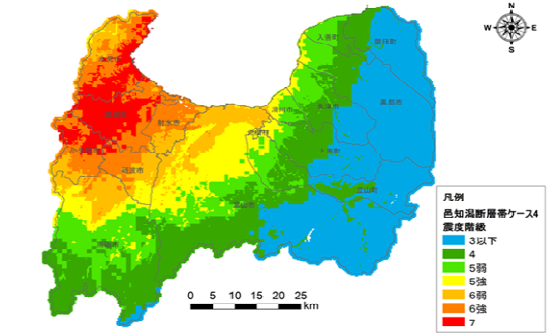
1 想定地震

項 目	内 容
想定地震	邑知潟断層帯地震
規 模	マグニチュード 7.6程度
震 度	震度7、6強、6弱、5強

2 発生時期等

項 目	内 容
時 期	冬（積雪深30cm）
曜日・時間	日曜日（閉庁日）、午前6時

◆邑知潟断層帯ケース4：平成29年12月富山県発表



5 計画に特に重要な6要素

（1）市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

代行順位	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
	副市長	企画総務部長	建設水道部長	福祉市民部長	商工農林部長

＜参集体制＞

参集体制については、震度5弱以上の地震が発生した場合、大雨、洪水、暴風、大雪、火災等により市全域にわたり被害が発生するおそれがある又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合、若しくはその他市長が必要と認めたときは、非常体制として、直ちに全職員が登庁し、情報収集、連絡活動、及び応急対策等を実施する。 ※「砺波市地域防災計画」に定められた職員の配備体制を参照。

（2）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

区 分	東別館	庄川支所	砺波まなび交流館	チューリップ [※] 四季彩館/美術館
災害対策本部の代替庁舎	第1候補	第2候補		
本庁舎・平屋棟、1号別館の代替庁舎	第1候補	第2候補	第3候補及び臨時警察本部	第4・5候補及び応援機関・自治体等活動拠点

（3）電気、水、食料等の確保

【電力】

施設名等	出力	供給範囲	稼働時間	タンク容量	燃料種別	設置場所
本庁舎増築棟	150KVA	本庁舎増築棟及び東別館	72時間	1,950 ^{リットル}	重油	敷地南側地上
庄川支所	48KVA	庄川支所	12時間	190 ^{リットル}	軽油	敷地北側地上

【水・食料等】

現状、災害対策本部用として飲料水・非常食料、燃料携行缶、毛布、ヘルメット、帽子、ビブス、三角巾、救急箱、仮眠用ソファ等を確保しているが、今後は不足分の補充と仮設簡易トイレ等を整備するとともに、職員に対しては、日頃から必要な生活用品、食料等の最低3日分を備蓄しておくよう啓発する。

（4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

設 備 名 等	数 量 等
移動系防災行政無線（デジタルMCA）	主統制台1台、携帯59台、可搬9台、車載12台、地区用携帯59台
県防災行政無線	8台（電話）、1台（FAX）
災害時優先電話 ※通常FAX回線	5回線

（5）重要な行政データのバックアップ

- ア 住民情報系システムのバックアップは、庄川支所のサーバー及びクラウド化し確保している。
- イ 内部事務系システムのバックアップは、庄川支所のサーバー及びクラウド化し確保している。
- ウ インターネット接続系及びその他システムは、クラウド化し確保している。

（6）非常時優先業務の整理

本計画において、非常時優先業務とは、震災発生時に市民の生命、生活及び財産の保護、都市機能の維持・早期回復を図るために実施する業務であり、人命救助や避難者対応等を中心とした災害応急対策業務と市の通常業務のうち震災発生時にも継続又は強化する必要のある業務とする。

非常時優先業務の分類	業務の性格
1 災害応急業務	大規模災害発生時における迅速かつ的確に遂行することが求められる業務 地域防災計画の災害対策本部の分掌事務に掲載
2 優先継続業務 （継続の優先度が高い通常業務）	大規模な地震発災時にあっても優先して実施すべき通常業務

【非常時優先業務の選定結果】

各所属にて非常時優先業務の選定を行った結果、非常時優先業務の業務開始目標時間ごとの業務の構成は、以下のとおりとする。

区 分	全業務数	選定業務数	業務開始目標時間					
			3時間以内	24時間以内	72時間以内	2週間以内	1か月以内	計
災害応急業務	161	161	74	54	17	11	5	161
優先継続業務数 （継続の優先度が高い通常業務）	2,035	386	83	40	107	77	79	386
合 計	2,196	547	157	94	124	88	84	547

6 計画の継続的改善

本計画は、現時点での資源の確保状況と業務の選定により策定したものであり、職員の定期人事異動等で定期的に見直していく必要がある。

また、業務継続に係る非常参集訓練などで明らかになった課題や改善点は、業務継続計画の改定で確実に反映させるなどP D C Aサイクルを回し、本計画の実効性を高めていくことが必要である。

【PDCAサイクルによる継続的改善】

